



FRONIUS
CENTRAL USER MANAGEMENT
ライセンス契約

2025年1月付けで有効

1 情報開示の範囲

- 1.1 FRONIUS Central User Management の使用は、本利用規約のみに準拠するものとします。
- 1.2 ユーザーは、本規約に同意するか、本ソフトウェアを使用することにより、使用時に有効な本利用規約のバージョンに同意したことになります。
- 1.3 本利用規約は www.fronius.com でいつでも閲覧可能であり、また、PDF 形式でダウンロードすることができます。最新の利用規約への明確な参照/リンクは、当社のインターネットプラットフォームのホームページに掲載されています。
- 1.4 FRONIUS International GmbH、住所 Froniusstraße 1, 4643 Pettenbach, Austria, Company No. 149888z at Steyr Commercial Register Court、電話番号+43 7242 241-0、ファックス+43 7242 241-3940、contact@fronius.com、www.fronius.com。登記上の本社所在地: ペッテンバッハ、物品販売税 ID: ATU52614407。所属商工会議所: Upper Austrian Chamber of Commerce。事業目的: Perfect Welding、Solar Energy、Perfect Charging 事業部での製品の製造と販売。The Trade, Commerce, and Industry Regulation Act (貿易、通商および産業規制法) 1994 [Gewerbeordnung]は、www.ris.bka.gv.at で閲覧できます。電子商取引法に基づく当社の監督当局[E-Commerce-Gesetz - ECG]: Kirchdorf an der Krems District Authority。

2 FRONIUS CENTRAL USER MANAGEMENT の使用

- 2.1 FRONIUS Central User Management は、FRONIUS の溶接システムおよびソフトウェアアプリケーションのユーザーを一元管理するためのソフトウェアの名称です。FRONIUS 製造の定義された溶接システムに使用され、顧客のシステムにインストールされるサーバーベースのソフトウェアです。本製品は IT 環境内にインストールされ、当該顧客の責任の下で運用されます。顧客システムに適用可能な詳細なシステム要件は、FRONIUS が発行する各ユーザー一元管理オファーと通信され、インストールを成功させるための前提条件と見なされます。
- 2.2 FRONIUS Central User Management は、FRONIUS 溶接システムおよびソフトウェアアプリケーションのユーザー、キーカード/パスワード、および役割と権限を一元管理する目的で使用します。作成、割り当て、ブロック、削除、変更、配布などのタスクを迅速かつ簡単に実行することが可能です。
- 2.3 ユーザーは、ブラウザを介して FRONIUS Central User Management の機能にアクセスして使用することができます。

最適な表示と機能をフル活用するため、最新のブラウザのバージョンを使用することを推奨します。現在のセキュリティ標準を満たさない古いブラウザは、新しいバージョンではサポートされない場合があります。
- 2.4 本ソフトウェアの納入は、FRONIUS 従業員または販売パートナーの従業員による現地訪問作業の一環として行われ、現場でのインストールと試運転をサポートまたは実施します。

3 FRONIUS CENTRAL USER MANAGEMENT の可用性

FRONIUS Central User Management は FRONIUS の以下の製品またはソリューションに使用できます。

- / TPS/i
- / TT/i
- / MW/i
- / iWave
- / Fortis
- / WeldCube Premium

4 FRONIUS CENTRAL USER MANAGEMENT の要件

- 4.1 FRONIUS Central User Management を使用するには、関係するすべての溶接システムを恒久的にネットワーク接続する必要があります。
- 4.2 FRONIUS は、ユーザーの IT インフラが FRONIUS Central User Management の実行に適しているかを確認する責任を負いません。
- 4.3 ライセンス管理の目的上、かつオンライン更新を含む操作をトラブルなく確実に実行するため、FRONIUS 更新サーバーとライセンス管理システムへの常時または少なくとも臨時的なオンライン接続が不可欠です。
- 4.4 お客様側で行っていただく作業:
- / インストール/試運転プロセス中は、お客様の IT 管理担当者が常に FRONIUS 作業員に対応できる必要があります。
 - / お客様は、本提案で通知した Central User Management に必要なシステム前提条件に従って、インストール/試運転前に記載された要件を実装しておく必要があります。
 - / すべての溶接システムは、ソリューションを試運転する前にネットワーク接続されている必要があります。
- 4.5 サポート関連の出張費を最小限に抑えるために、VPN 接続をお客様の FRONIUS Central User Management ソフトウェアに確立しておくことを推奨します。確立しない場合、サポートサービスを提供するために発生したすべての出張費はお客様にご負担いただくことになります。FRONIUS は、どのサイトからどの技術者がお客様所有の施設に移動するかを決定します。
- 4.6 デジタルソリューションリモートサポート（リモートアクセス）
- / FRONIUS WeldCube プレミアム/中央ユーザー管理のサポートをリモートで提供するサービスで、この方法で問題に対応可能または助言可能な場合、お客さまは交通費を最小限に抑えることができます。（この決定は FRONIUS の技術者が行います）。
 - / リモート制御のあり/なしにかかわらず、VPN または画面転送（TeamViewer、Skype）によりお客さまのサイトにある問題のソフトウェアソリューションにアクセスすることは必ず必要です。そのため、お客さま側で確実に準備していただく必要があります。
 - / より長期的、かつ/または予定を設定したデジタルソリューションリモートサポート（リモートアクセス）の場合、作業を実行する技術者に事前に予約しておく必要があります。

- / デジタルソリューションリモートサポート（リモートアクセス）は、実際に行った作業に対して時間単位で請求されます。FRONIUS の価格表に記載された作業実施時に有効な現在価格が適用されます。時間単位の料金は、利用可能性および/または設定された応答時間あるいは応答速度を約束するものではありません。
- / FRONIUS は、デジタルソリューションリモートサポート（リモートアクセス）はオンサイトでの介入に置き換わるものではありません。特定の問題の場合、および/またはリモートサポート（リモートアクセス）に加えてオンサイトの介入が必要な場合があります。追加のコストはお客様が負担する必要があります。

5 FRONIUS CENTRAL USER MANAGEMENT の更新

5.1 FRONIUS Central User Management の更新は、以下の場合断続的に行われます。

- / 追加機能
- / 基本ソフトウェアの新機能
- / バグ修正

6.3 に従い、ユーザーは、別途の契約なしに、すべての更新形態に明示的に同意するものとします。

5.2 トラブルのないオンライン更新を確実に実行するため、FRONIUS 更新サーバーとライセンス管理システムへの常時または少なくとも臨時的なオンライン接続が不可欠です。

6 料金モデル

6.1 FRONIUS Central User Management ソフトウェアは、ユーザーにライセンシーとしての能力を提供し、譲渡されることで使用が可能になり（ライセンス供与）、販売されるものではありません。ユーザーは、本利用規約に従って FRONIUS Central User Management を使用するための譲渡不可能かつ排他的な権利を受け取るものとします。ライセンサーは、FRONIUS Central User Management に対する他のすべての権利を保持するものとします。

6.2 Central User Management ソフトウェアライセンス

FRONIUS Central User Management ソフトウェアライセンスは、TPS/i 溶接システムおよび/または WeldCube Premium をインストールするユーザーおよび役割の一元管理を行うための、標準ソフトウェアのインスタンスを提供します。これは、関連する 20 個のクライアントアクセスライセンスを含め、（物理または仮想）デバイスで使用するためにインストールされます。

6.3 ソフトウェア整備の年間定額料金（ソフトウェアサブスクリプション）

Central User Management ソフトウェアライセンスの更新にかかるすべての費用は、ソフトウェア整備の年間定額料金に含まれています。さらに、ソフトウェアサブスクリプションを行うと、Central User Management API を使用することができます。

年間定額料金が未払いの場合、予定されている更新が提供されず、API は使用できなくなります。お客様が請求日の少なくとも 6 週間前に書面でキャンセルの通知をしない限り、年間定額料金は FRONIUS によって自動的に請求されます。

ソフトウェアの年間契約は地域でのみご購入いただけます。

6.4 追加のクライアントアクセスライセンス

所有する溶接システムが 20 を超える場合は、Central User Management ソフトウェアライセンスに加えて追加のクライアントライセンスが必要であり、FRONIUS Central User Management とネットワーク接続される各追加システムにインストールされます。追加の各クライアントアクセスライセンスの請求は一度限りです。

6.5 サービスとサポートサービス

FRONIUS は、試運転、トレーニング、アフタサービスに追加のサービスとサポートを提供しています。

6.6 他のライセンスモデルおよび請求方法も可能です。

7 制限事項

7.1 その他の FRONIUS が保有する権利に従い、ユーザーに対して下記の行為を禁じます。

- 7.1.1 FRONIUS Central User Management の機器、特殊機能、プロパティ、機能、および特性を、本規約に規定されている以外の方法で使用する。
- 7.1.2 バックアップコピーの作成が許可されている場合を除き、FRONIUS Central User Management を公開、複写、模造、コピー、複製、賃貸、リース、貸与その他の方法で転載または譲渡すること。
- 7.1.3 FRONIUS Central User Management の技術的制限または限界の解除を実行、調整、または許容すること。
- 7.1.4 法的に許可されている例外を超えて、FRONIUS Central User Management のソースコードの逆コンパイル、逆アセンブルまたはその他の不正使用を試行、手配、または容認すること。
- 7.1.5 FRONIUS Central User Management の再構成（リバースエンジニアリング）を実行すること。
- 7.1.6 FRONIUS Central User Management のインターネットベースのアプリケーション、機能、プロパティ、作用、特性を使用して、データ、顧客アカウントまたはネットワークに不正アクセスしたり、それらを他の不適切な方法で使用する。
- 7.1.7 本規約に明示されている以外の方法で FRONIUS Central User Management を使用すること。

8 データのプライバシー

当社のデータのプライバシー保護に関する声明は <http://www.fronius.com> でいつでも閲覧でき、PDF 形式でダウンロードすることができます。このデータのプライバシー保護に関する声明は、本規定の不可欠な要素を構成しています。

FRONIUS Central User Management を適切に設定し使用することにより、ユーザーは、特定の状況下で、FRONIUS Central User Management の個別のユーザーのアクション、および溶接システムに関する個別のユーザーのアクションから結論を導き出すことができます。この文脈の中で、そして一般的に FRONIUS Central User Management を使用することの文脈の中で、お客様は EU 一般データ保護規則（GDPR）とデータ保護に関する他の法律と指令の順守について全責任を負うものとします。

FRONIUS Central User Management の使用パターンは匿名形式で記録され、評価され、第三者のプロバイダのソフトウェアが使用される場合もあります。これについては、インストール時の使用条件の受諾、ならびに溶接電源およびソフトウェアを操作した際に同意したものとみなされます。

FRONIUS は、この契約関係の範囲、および/またはオンサイトでの操作中あるいはリモートアクセスにより取得したお客様のあらゆる企業秘密情報について、秘密を保持する義務があります。

9 FRONIUS CENTRAL USER MANAGEMENT のベータ版の免責事項

- 9.1 ベータ版ソフトウェアは未完成のコンピュータプログラムです。まだ試験および開発段階にあり、最終チェックを受けていません。そのため、重大なエラーが多く含まれている可能性があります。
- 9.2 当社は、お客様（ユーザー、顧客またはその他の主体として）からの明示的なご要望がある場合に限り、ベータ版ソフトウェアをお客様に提供します。
- 9.3 ベータ版ソフトウェアの使用に関して不明な点がある場合、特にこのタイプの契約に関連するリスクについては、初回使用の前に、FRONIUS に必ずご連絡ください。連絡がない場合は本コンピュータプログラムの使用は許可されません。ベータ版ソフトウェアをダウンロードまたは使用することにより、（契約上の典型的な）リスクを十分に認識していることを確認し、同意すると同時に、本ベータ版ソフトウェアの免責条項および当社の一般納入条件・支払条件 (<http://www.fronius.com> に掲載) に同意したものとみなされます。上記の同意は、お客様と FRONIUS の契約で不可欠な要素を構成します。
- 9.4 ベータ版ソフトウェアは、現状有姿で FRONIUS 製品のみでの使用を目的に提供されます。書面による別段の明示的な合意がない限り、それによる FRONIUS の損害に対して何らかの権利または義務を派生させることはできません。とりわけ、FRONIUS は、ベータ版ソフトウェアの更なる開発（更新など）、エラー分析または訂正、またはさらなる（ベータ版）ソフトウェアの提供を行う義務を負いません。
- 9.5 FRONIUS は、提供されたベータ版ソフトウェアに対するいかなる責任または保証に対し明示的に免除されます。当社は故意または重大な過失により本損害の原因となったことをお客様が証明する範囲においてのみ、いかなる種類の損害に対しても無制限の責任を負うものとします。かかる場合の当社の責任は、ベータ版ソフトウェアを使用した FRONIUS 製装置の注文総額に限定されます。軽微な過失の場合、当社は法的義務の要件の枠内で人身傷害にのみ責任を負うものとします。損害およびそれを引き起こした当事者の認識から 6 か月経過すると、法的責任は消失するものとします。
- 9.6 また、この免責は、とりわけ利益の損失、間接的損失、事業の中断、利益の損失、貯蓄の不足、情報の損失、データ、プログラムおよびその回復、悪意のあるソフトウェア（ウイルスなど）による不利益、お客様自身または第三者によるベータソフトウェアの使用に関連して生じたその他の不利益または損失に起因する偶発的、逸失的、ベータ版ソフトウェアで使用されている装置が完全に使用不能になる場合も該当します。また、FRONIUS から事前に不利益または損失の可能性があることが通知された場合でも、当社に対していかなる請求も申し立てることはできません。
- 9.7 ベータ版ソフトウェアを実際に使用する当事者でない場合は、ベータ版ソフトウェアのユーザーにこの情報または本文書を確実に送信かつ提供する必要があります。

10 一般的な免責事項および知的財産への言及

- 10.1 当社のソフトウェアを介して提供される情報は、定期的に入念なチェックを受け、更新されています。ただし、すべての情報の完全性または正確性については、当社は常に保証または義務を負うことはありません。

- 10.2 当社は、直接的または間接的に参照される他のウェブサイトへのリンクについて一切の責任を負いません。かかる情報はすべて、事前の通知なく変更、追加、削除する場合があります。
- 10.3 著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、とりわけ保護されていない発明などのその他のノウハウ、産業経験、企業秘密などの知的財産権はすべて、ユーザーに開示される時点に関係なく、当社またはライセンサーに独占的に付与されるものとします。ユーザーは、取得したライセンス数の範囲内で、自身の目的でのみソフトウェアを使用する権利を取得します。本契約では、ユーザーは作業目的で使用する許可のみを得ます。ユーザーによる配布は、著作権法[*Urheberrechtsgesetz*]の対象外です。
- 10.4 ユーザーは、操作手順を複製する権利を有しません。アクセス可能なコンテンツ（特にテキストや画像など）は、一部、または改訂された形式を含めて、当社の同意なしに複写、配布、リンク、または一般にアクセス可能にすることはできません。
- 10.5 FRONIUS は、ライセンスを取得したソフトウェアソリューションがお客様の要件を満たすこと、またはエラーが発生せずに中断することなく実行されることを保証しません。ソフトウェアの満足のいく品質、性能および正確性に関するリスクは、お客様が負うものとします。
- 10.6 FRONIUS は、ソフトウェアの不適切な使用に起因するエラーについて一切の責任を負いません。他のシステム、プログラム、アプリケーションまたはデータベースとの統合、またはソフトウェアの変更、事故、過失、または通常の使用の範囲を超えたその他の理由によるパフォーマンス上の問題は、お客様が責任を負うものとします。
- 10.7 デジタルソリューションリモートサポートサービス（リモートアクセス）を使用する場合は、以下も適用されます。
- / リモートサービスの開始前に、現在のデータバックアップが適切な形式で実行されるように、お客さま自身で確認する必要があります。
 - / お客さまは、コンピューターウイルスやデータを利用不可能にする同様の現象によるデータの破損を防止するため、現時点で最新の保護措置を適宜講じる義務があります。
 - / お客さまは、リモートアクセスをリクエストし、有効にする権限を有するスタッフメンバーに、このアクセスをいつ有効にできるかを指示する必要があります。FRONIUS は、お客さまの権限のない従業員によりリモートアクセスが有効にされた場合、あるいはお客さまがリモートサービスをリクエストしていないエラーに対して、責任を負いません。結果として生じるコストはお客さまが負担する必要があります。
 - / リモートアクセスをリクエストするか、または有効にする場合、お客さまはリモートアクセスを有効化される対象者が権限を持つ実際の FRONIUS の従業員であることを確認する義務があります。
 - / 実行する作業において、リモートアクセスをリクエストするか、または有効にすることにより、作業に必要なお客さまのデータやソフトウェアアプリケーションにアクセスすることを、お客さまは FRONIUS に対して明示的に同意することになります。FRONIUS は、リモートアクセスを実行に絶対に必要な範囲でのみ付与されたアクセス権限を行使し、リモートアクセスの作業により取得した情報の機密を保持します。
 - / **協力の義務：** リモートサポートを円滑かつ効率良く実施するため、お客さまは、サポート活動に積極的に参加していただく必要があります。
 - / FRONIUS の責任は、データアクセスから接続が切断されるまで期間に限定され、意図的な行為や重大な過失に制限されます。立証責任はお客さまにあります。FRONIUS は、通常過失に対する責任、結果として生じる

損失の補償、収益の損失、エージェント側の行為、お客さまに対してサードパーティが行った請求に対しては、責任を負いません。

/ FRONIUS は、サードパーティの行為による損失や、不可抗力の結果生じた損失に対して責任を負いません。

11 適用法および紛争解決/管轄地

11.1 当社と、事業者または消費者としてのユーザーとの間のすべての法的関係は、相反する法律や国際物品売買契約に関する国連条約を除き、オーストリアの法律に準拠します。

11.2 消費者であるユーザーとの取引の場合、消費者に対して訴訟が提起されれば、消費者の本拠地、居住地または雇用場所の裁判所が管轄権を有します。FRONIUS に対して訴訟が提起された場合、FRONIUS の登記上の本社の裁判所が管轄権を有します。ビジネスユーザーの専属管轄地はオーストリアのヴェルスとします。

12 可分性条項

12.1 本契約の条項のいずれかが、契約の締結後に無効であるか施行不能となった場合でも、その他の条項の有効性は影響を受けません。

12.2 無効な条項は、本契約の商業目的に相当する条項に置き換えられるものとします。